

政治倫理審査会記録  
(対象議員：矢田松夫議員)

令和4年10月14日

【開催日】 令和4年10月14日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後4時5分～午後6時25分

【出席委員】

会 長	奥 良 秀	副 会 長	吉 永 美 子
委 員	伊 場 勇	委 員	大 井 淳 一 朗
委 員	藤 岡 修 美	委 員	中 島 好 人
委 員	宮 本 政 志		

【欠席委員】

委 員	白 井 健 一 郎		
-----	-----------	--	--

【委員外出席議員等】

傍 聴 議 員	岡 山 明		
---------	-------	--	--

【参考人】

参 考 人	矢 田 松 夫		
-------	---------	--	--

【事務局出席者】

事 務 局 長	河 口 修 司	事 務 局 次 長	島 津 克 則
事務局主査兼議事係長	中 村 潤 之 介	事務局庶務調査係書記	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 被審査議員からの事情の聴取
- 2 その他

---

午後4時5分 開会

---

奥良秀会長 皆様お疲れ様です。ただいまから政治倫理審査会を開催します。  
初めに、宮本委員よりパソコンの使用許可願が出ておりますので許可してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、許可させていただきます。続きまして、白井委員より、疾病のため欠席届が提出されております。続きまして、報道関係者から本日撮影をしたいとの申入れ

がありました。御存じのとおり、政治倫理審査会は個人情報保護の観点等から、ユーチューブ配信を行っておりません。その趣旨から、動画撮影については、審査会冒頭から暫時休憩までの間、これを許可いたします。写真撮影については、これを許可します。その次に、中岡英二委員についてですが、一身上の都合により辞任願が議長に提出され、10月12日付けで議長において辞任を許可されました。中岡委員の後任として同日、議長において、藤岡修美議員を政治倫理審査会の委員に任命されましたので、ここで御報告させていただきます。次に、前回の審査会では、請求者からの事情聴取を行いました。その議論も参考にして、本日は、被審査議員に対する事情聴取を行います。また、追加資料も提出されておりますので、その取扱いについても議論していきたいと思っております。それでは審査に入る前に、暫時休憩します。

---

午後4時6分 休憩

---

---

午後4時7分 再開

---

奥良秀会長 それでは、審査会を再開します。追加資料について事務局より説明をお願いします。

島津議会事務局次長 先ほどと同じになりますけども、この申立書については、10月3日付けとなっており、10月7日に議長に対して提出され、受理したものです。記載されている内容から、この申立書の取扱いについては、両政治倫理審査会で取り扱うよう議長から指示があり、本日の政治倫理審査会の資料として提出しております。2に記載されておりますように、この申立書は、前回審査会資料として提出されました8月22日に提出され、その後、取り下げられた調査請求書の請求代表者から提出されたもので、名前は個人情報の関係から黒塗りとしておりますが、請求代表者から提出されております。この申立書の記載内容について、審査会で議論していただければと思います。事務局からは以上です。

奥良秀会長 この申立書の取扱いはどうでしょうか。

大井淳一郎委員 申立書については、資料として午前中の議論でも申し上げましたように、資料としてそ上に乗せることについては異論ございません。

奥良秀会長 異議がないというお話がありました。ほかに何か意見はありますか。

伊場勇委員 私も同意見です。今後の審査会の審査に重要な項目等々が書かれていると思いますので、資料として使うことが望ましいと考えます。

奥良秀会長 ほかの委員の方から意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ということで、この申立書については、採用ということで使わせていただきます。

伊場勇委員 申立書が資料として正式に決定されたということなので、この申立書の中に、政経ジャーナル8月号外と10月号外2というものがあります。こちらも参考の資料になるのではないかと思いますので、こちらの資料も必要だと思っております。あわせて、もう一つの政治倫理審査会の中でもありましたが、政倫審請求の取下げをめぐる一連の事態についてという両議員から出された文書、それから公開質問状、そしてそれに対する公開質問状への回答というのも、資料として使うべきだと考えます。提案をいたします。

奥良秀会長 伊場委員より、政経ジャーナル令和4年10月号外2というものと、公開質問状と公開質問状への回答も資料として使用させていただきたいということがありました。皆様の御意見はありますか。

大井淳一郎委員 午前中よりも、むしろこちらのほうが案件に親和性があると

思いますので、添付することについては異論ございません。

奥良秀会長 ほかに委員の御発言はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、ないということですので、こちらも採用ということで、使用させていただきたいと思います。続きまして、本日は、審査対象議員の矢田議員にお越しいただいておりますので、席にお着きいただきますようよろしくお願ひします。

（矢田松夫参考人 着席）

奥良秀会長 先ほど資料の提出がありましたが、政倫審請求の取下げをめぐる一連の事態というものの資料の中に、プライベートのものや工事金額といったものが入っておりますが、これはホームページに上げるときには黒塗りとさせていただきます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本題に入らせていただきます。本日は、矢田議員には出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日のこの審査会におきましては、矢田議員に対しまして、いろいろな疑惑が持たれておりますので、審査会の中で精査していただきたいと思います。矢田委員から何か発言はあるでしょうか。

矢田松夫参考人 3名の方から出された資料ですよね。ちょっと違うのが、警察が請求代表者の自宅を訪問したのは、23日であって24日でないということですね。

奥良秀会長 どの資料か、ちょっと。

矢田松夫参考人 政経ジャーナルの最初の出された資料です。

奥良秀会長 8月のほうですか。

矢田松夫参考人 添付資料です。私が言うべきもんじゃないけど。そっちのほう気付くだらうと思うたけど。（発言する者あり）そうです。それから、「警察から「告発するのか」と聞かれた」と。その質問はしていないということですね。告発の考えはないと書いてありますけれど、そういう質問はしていなかったということなんです。それぐらいです。

奥良秀会長 政経ジャーナルの令和4年8月号で、黒幕が存在かという上の1、2、3、4行の「24日」というところを「23日」に訂正をお願いします。また、「告発の考えはないと伝えた」ということが、「ない」ということですかね。では、そのように訂正を。

宮本政志委員 ちょっと違和感があるのが、あくまで参考人の矢田議員から「ここは訂正願います」ということであって、この場でこれを訂正と決めていいんだらうかという疑問があります。これは、最後に参考人のことはまた触れますけれども、そのときに事実かどうか明らかになっていて、初めて事実が出て、訂正かこのままかとなるんで、この場で訂正はしないほうがいいと思います。

奥良秀会長 私も今ちょっと間違えていました。矢田議員が言われたことと政経ジャーナルとでそこがあるということで、今回は矢田議員が「こうですよ」ということで説明がありました。その説明があっただけだと思いますので、そのように取らせていただきます。ほかに矢田議員から報告がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、審査に入らせていただきます。委員の皆様の質問をお願いします。

大井淳一郎委員 8月の政経ジャーナルで書かれているところです。黒幕は同僚の市議会議員というタイトルのところなんですけど、代表者であった方が、「この請求書は、私は作っていない。今初めて見た、これは私が作ったのではない。黒幕がいるんです」ということで、「市会議員の矢田松夫議員が、「私が作ってやる」ということでお願いした。私は全く見

ていません」と言っておられます。これは申立書で、これが真実だと言っておりますが、矢田議員として事実はいかがでしょうか。

矢田松夫参考人 作ったのは私です。これはもう素直に認めます。なぜなのかというと、2人の信頼関係の上で作ったと。それから、請求書を作るときには、本人の押印と同時に添付資料が要りますね、その事由になる資料が。それについては、1枚ずつ畳の上で確認して、クリップでとめた。以上です。

大井淳一郎委員 それで、その後に、政治倫理審査会のステージに上げれば、お金が回収できるといった説明をされたということがありますが、これについてはいかがでしょうか。

矢田松夫参考人 そういう話は一切しておりません。政倫審という場合は、議員の疑惑を追及する場であるということで、お金を取り戻すといった発言は、一切ありません。もう一つは、それを言う前に、既に本人からお金は回収されている状況もあります。

宮本政志委員 矢田議員、お付き合いが長いとおっしゃっていますね。先ほどもちよっとおっしゃったんですけど、この方とお付き合いはどれぐらいされているんですか。

矢田松夫参考人 数字は分かりませんが、私が議員になる以前からですから、13年、14年、某議長と一緒に裸の会という、そこからの付き合いがあります。

伊場勇委員 お金が返ってくるようなことを請求代表者がおっしゃっておりますが、その説明は一切していないとお答えいただきました。そもそも全体的にこの8月号外の政経ジャーナルについて、この全てが事実であるかどうか。1点目、矢田議員が、お金が政倫審をすると返ってくるよと

いったことは、これは一切していないと、ここが一つ違うところがありましたね。そのほか、この8月号の中で、これは違うという点についてあればお答えしていただきたいと思います。

矢田松夫参考人 今回3人が出された内容については、そういったことの記述はありませんが、今、伊場委員から言われましたので、お答えします。まず、黒幕が誰なのか、黒幕は矢田なのかということがありますが、決してそういう事実はありません。あくまで、私は、自治会の方のサポーター役というのが私の位置づけであります。ですから、黒幕として裏で糸を引いたということは、一切ありません。それと、ほかは、審査内容の事由についてお答えをするわけでありますけれど、もう一つは、市民をだましたとか、知らない市民をだましたということについては、一切ありません。これについては、7月30日に市民代表の方が十数名集められて、市議会の政治倫理審査会設置とはについて、私は政治倫理条例に基づいて、十数名以上の方に説明しております。さらに、その場においては、ここにも資料がありますけれど、署名に当たって、なぜ署名したかというのは、7月24日の臨時総会で、自治会の中で激論というんですか、いがみ合いというんですか、ですから、もうそれ以上は自治会の中でやってはいけないと。やはりこれはもう議員としての疑惑だから、議会でやったほうがいいという私のアドバイスの中で、7月30日に審査会設置に向けての話をしたと。その中で、私とその署名についての説明をした中にも、市内に住む18歳以上の方ならどなたでも署名できますよと。それとか、本人の確認をするのは選管でありますよとか、あるいは審査会設置に賛同するかしないかを確認する、そういった説明もしておりますので、制度を知らない人を私がだましたということは決してありません。以上です。

奥良秀会長 今、矢田議員から、サポーター役であって黒幕ではないと。あとは市民をだますような行為はしていないという発言がありました。

大井淳一郎委員 もう1点確認させてください。個人名を出してはいけないですね。請求代表者であった方の命を受けてやられたということですが、この活動は、矢田議員とすれば、あくまでも議員活動、政治活動と理解しておられるのでしょうか。

矢田松夫参考人 それも含むけど、やっぱり私は正義という言葉の下で動いたということです。正義という言葉ですね。

奥良秀会長 正義のために動いたということです。

伊場勇委員 ちょっとすみません。今お答えいただいた中で、7月30日に十数名集められたときに、議員として、議会の政倫審でやらないといけないんだって、アドバイスと言われましたね。どういうふうなアドバイスを、どういうふうな言葉を使ってされたのか、そこについて詳しく教えてください。

矢田松夫参考人 市議会の政治倫理審査会の設置については、署名が100名以上要りますよという説明です。それから政治倫理条例の内容について説明したということなんです。この時点は100名以上集まるか集まらないか分からないわけです。ということです。

伊場勇委員 ちょっと前段の話をもうちょっと聞きたいんですが、何で政治倫理審査会を開くべきなんだというところを、市民の方に十数名集まっていたときにお話しされたと思うんですけど、先ほど大井委員も議員の職務として政治倫理審査会を立ち上げたんですかとお聞きしたいと思います。その前にはどういう説明をされたのかというところをお聞きしたいです。

矢田松夫参考人 先ほども言いましたように、7月24日の、これは最終日と申しませうか、一つは自治会の公会堂を建てるか建てないのか、取

げをするのかしないのかという大きな問題。それから、二つ目は自治会長が途中で辞任されましたので、自治会長の補選の問題。三つ目が自治会の会計についての疑惑。この三つについて大きく、先ほど言いましたように議論され、いがみ合って混乱したということの説明が、皆さんの意見がありました。そういうことであつたので、それでは、もうこれ以上は、自治会の中でやることは、早く言えば得策でないという——得策という言い方は別にして、これ以上自治会でやることについては、混乱を招くことになるので、相手が自治会長でといえども議員でありますので、それは市議会の中で、政治倫理条例第3条第1号に基づいて、疑惑があれば、その中で審査するという方向について、私のほうでアドバイスをして、政倫審についてはこうですよと、署名についてもこうですという説明をしてきたということです。

伊場勇委員 自治会内の話ですけども、自治会内では話ができないから、政治倫理審査会に訴えたほうがどうかというアドバイスをされたということですが、政治倫理審査会をすることによって、どういうことができるんですよとか、そういったところはどう説明されたんですか。

矢田松夫参考人 これについても、皆さん方に説明しましたが、先ほど3点について私たちが出したものについては審議できなかったけど、請求代表者が出された、取り下げられました内容について審査できますよということなんです。

宮本政志委員 そもそも聞きたいんだけど、この請求代表者なり、西善寺の自治会は、何を一番求めていたんですか。ちょっとそれをお聞きしたい。

矢田松夫参考人 何をという「何」を質問してください。

宮本政志委員 具体的に言うと、例えばお金に関して会計で不明瞭な点があるから、例えばここが不足している、足りないという部分があつて、それ

を取り返したいと。ちゃんと自治会に返してくださいという金銭的なものなのか、あるいは、そうじゃなくて、何かいろいろ疑惑とかが出ていますが、それに対してどうなんだっていう事実をはっきりさせたいという目的が一番だったのか。何が一番目的だったのか。

矢田松夫参考人 では、そのときに配った資料に基づいて報告します。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）一つは、公会堂建設に伴い、積立金の疑惑と虚偽報告。二つ目は、令和2年度自治会決算報告に対する使い込み。三つ目が、いまだに謝罪すらしめない道義的説明責任。これに基づいて署名活動をしたらどうですかということなんです。

宮本政志委員 だから、今おっしゃったことを踏まえて、何が目的だったのかというのが一番。それを全部踏まえた上で、例えば不明瞭なお金がある、だからそれを返してほしいというのか、これをはっきりしたら刑事告訴するなり、これは事件として扱っていこうと判断したのか。何が目的なんでしょうか。

矢田松夫参考人 ですから、先ほど、取り下げられた内容について、審査をするために出したということなんです。

奥良秀会長 もう一度、宮本委員、質問をお願いします。

宮本政志委員 だから、何を求められていたんですか。矢田議員が、いろいろ自治会の件で、相談を受けたわけでしょう。その中で、何を目的に何を一番に求められていたのをお聞きしたい。

矢田松夫参考人 それは、自治会のほうですか、それとも矢田のほうですか。僕が質問しちゃいけないけど、そういうふうにちゃんと質問してください。どちらのほうに今の回答を言っているのか。

宮本政志委員 今言いよるよね。請求代表者なり自治会が一番何を望んでいらっしやったのかをお聞きしたいんです。お金のことなのか、疑惑を晴らして被害届を出すことなのか。何だったんですか。

矢田松夫参考人 それでは自治会が何を求めて政倫審設置の要求を出したかというのは、先ほど三つ言いましたね。一つには、公会堂の建設に伴い、積立金の疑惑を晴らしてほしい。それから、令和2年度自治会決算報告に対する使い込みについても疑惑を晴らしてほしい。それから、道義的説明責任を果たしてほしい。この3点です、自治会が求めたのは。

宮本政志委員 そうしたら、それって全て議員に関係することですか。全て自治会長としての立場に対する問題じゃないんですか。

矢田松夫参考人 これについては、自治会の問題であるけれど、議員として当然の僕は責務と思います。議員としてです。

宮本政志委員 そうすると、あくまで議員ではなく、これはあくまで自治会長としての職務、そして自治会内のことであろうとも、矢田議員の解釈、あるいは主観から言えば、政治倫理で扱える、扱うべきだ。だから、政治倫理ということで促したんですね。

矢田松夫参考人 それは、第3条第1号に載っているように、議員は、疑惑を持たれてはいけないということですね。

大井淳一郎委員 第3条第1号のことを言われました。解釈として、矢田議員は、この第3条第1号の問題なんだと言われましたが、先ほどから出ておりますように、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないことと書いてあります。いみじくも矢田議員も言われるように、自治会のことであって議員の職務ではないと思うんですが、どういう部分、どの点でこの第3条第1号に該当すると考えておられて、今回、住民の方に投げ

掛けたということなんでしょうか。この第3条第1号のどの部分が、森山議員の一連の行為が政治倫理基準に引っかかると考えておられるんでしょうか。今、政治倫理条例がお手元にあるかと思います。その中の政治倫理基準の第3条がありますが、第1号から第6号までのうち、第1号の中で「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」とあります。矢田議員は、第3条第1号に、森山議員の一連の行為が引っかかると判断されて、100人も署名を投げ掛けたということなんですが、第1号のどの部分が、政治倫理基準に引っかかると判断されたのかについてお答えください。

矢田松夫参考人 質問に対する回答というのは、どのような回答をするのかということなんですけど、どういう項目に引っかかるのかというのは、さっきから何回も言うように、自治会の中で疑惑がある。あるいは、ずさんな経理あるいは一方的に謝罪をしない。そういったことが全てここに書いてある。特に積立金の疑惑、何百万円も入金されていなかったとか、そういうところの疑惑を持たれたからということなんです。そういう回答でええんかね。

大井淳一郎委員 疑惑を持たれる行為をしたからということですね。そこで判断されたということですね。

矢田松夫参考人 そのとおりです。

中島好人委員 大井委員が言われたのは、第3条第1号ですよ。だから、「市民全体の代表者として、品位と名誉を保持し」と。ここに問題があるんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

矢田松夫参考人 そうです。そのとおりでありまして、私たち議員は市民全体の奉仕者であるという理念の下に、行動しております。

宮本政志委員 そうすると、矢田議員は、議員の職務ではないことで、例えば議員の中で会社員がおったとしましょう、そして、議員でなおかつ会社にも務めている。その会社で何かトラブルを起こしたら、「いや、君は議員なんだから」ということで、あくまで勤めている会社の職務で起こった問題でも、「いや。君は議員なんだから」ということで政倫審に該当するというお考えなんですか。まず1点です。

矢田松夫参考人 今回は西善寺自治会の問題でありますので、西善寺自治会の中の回答をせざるを得ません。先ほどから言っている内容のとおりであります。

奥良秀会長 だから、今言われたのが、例えば西善寺自治会のことであれば、西善寺自治会と民間の企業の場合は、要は同じとして、矢田議員が、もしこういう問題が起きたときには、同じように審査会に掛けられますかという質問なんですが、どのようにお考えですか。

矢田松夫参考人 今回の問題は西善寺自治会の問題でありますので、例えばの話はできないと思うんですよ。西善寺自治会についてどうなのかという皆さん方の質問については答えられますが、例えば民間であったらどうするのかということは答えられません。

宮本政志委員 いやいやいやいや、あのね、そこを答えてもらわんといけんの。あなたが、この第3条第1号をどう解釈しているかが非常に大事なんですよ。だから今聞いているの。議員の職務としてしていないこと、自治会長なり会社員なり、勤めとったとか。その辺の線引きをどう考えていらっしゃるのかをお聞きしたかったの。だから、今例えばの話を出して、議員の中で会社勤めの人があった、会社で職務としてトラブルが起きた、そうすると「いや、君は議員なんだから」ということで、政倫審の適用なんですかと解釈してもいいんですね、いや解釈されているんですねって確認したいの。

矢田松夫参考人　そういう質問について、答えることはできません。

宮本政志委員　あのね、回答できないというのはおかしくて、どっちでも話が行くのが、例えば、きちっとした解釈はしていましたが、政倫審に関して。議員としての職務なのか、議員外の職務なのかと。きちっと理解したにもかかわらず、政治倫理にはそぐわないことであるのに、市民に政倫審を進めたのであれば、だましたということになるでしょうし、逆に、議員何期もやりよったけど、解釈を全く間違っていましたと。そうすると、市民にうそをついたということになる。だからどっちにしたってこれは問題が出てくるから、どういうふうな解釈を持っていますかとお聞きしているのに、答えられませんというのはいかがなもんかなと思います。

矢田松夫参考人　先ほども言いましたように議員として、全体の奉仕者である。第3条第1号ですか、全体の市民全体の代表としての活動であるということで、これが民間であろうと自治会であろうが、私のほうに依頼があれば、サポートするという回答でいいですか。

宮本政志委員　だから、サポートする。だから、民間であろうと自治会であろうとそういう相談があったら、今後も政倫審をお勧めする。だから、今回の件は政倫審を請求代表者にお勧めした。そういうことでいいんですね。

矢田松夫参考人　そのとおりです。

宮本政志委員　そうすると、それがもし間違っていた場合、あなたはどのような責任を感じますか。

矢田松夫参考人　具体的に言われないと分かんんです。答えられません。

宮本政志委員 例えば、これが政倫審で請求するべきことではなかった。該当しない、ふさわしくないとした場合に、あなたは間違っただけを請求代表者に勧めたということになりますよね。利用したということになる。そういう事実がもし出た場合、どのように責任を感じられますか。

矢田松夫参考人 その結論については、皆さん方に委ねるしかありません。

奥良秀会長 間違いであれば、皆様に委ねるということですが、ほかに皆様ありますか。

宮本政志委員 先ほどの答弁、ずっと関連しているんだけど、いろいろな自治会がこういったことをはっきりさせたいという目的があった、そして政倫審をお勧めしたとなります。例えば、お金を返してほしいが返ってこない場合、「これって、民事のほうかなあ。では、弁護士に相談してみちゃったら」、あるいは「横領したんよ、こういうことがあったんよ」——あなた方、そういう疑惑とかという言葉が好きやけど——そういうことがあるんやったら、「いや、これはもう警察に相談したほうがいいよ」、「弁護士に相談したほうがいいよ」という選択肢は、議員は市民から相談を受けたら、適切に的確に正確に情報提供してあげるべき立場だと思いますから、そういったことを話されたんですか。されずに、そのまま政倫審に持ってこられたんですか。

矢田松夫参考人 それは、自治会から出された資料に基づいて、疑惑について私のほうで、先ほど言いましたように、これについては政倫審でやったほうがいいよとアドバイスしました。それはなぜかという、自治会の資料に基づいてやったということです。私が勝手に独断で、こういう問題についてこうなさいと言うことはありませんし、政倫審がお金を取り戻す機関であるということも、一切説明しておりません。

宮本政志委員 少し外れた。だから、先ほどあった弁護士に相談してみなさいとか、警察に相談してみなさいとか、そういったことというのは、全く触れていないということですね。触れずに、政倫審一本で行ったということですね。

矢田松夫参考人 警察については、アドバイスしておりません。自治会から言われました。それについては、十分なる証拠が要りますよとのアドバイスをしました。弁護士についてはしておりません。

宮本政志委員 そうすると、政治倫理審査会というのは、普通の一般の方は初めて言葉を聞くでしょうし、よく意味が分からないと思います。政治倫理審査会、つまり自治会が目的を持った、その目的を聞いた、「ああ、そうかね。そうしたら政治倫理審査会がいいよ」と。そのときに政治倫理審査会が、例えば、法律上、こういう位置にありますよ、そしてこういう手続なんですよ、そしてこういう手続の結果こうなんですよ、そしてあなた方の目的、あるいは今一番重要視されているところがこのように解決していきますよという丁寧な説明をされましたか、どうでしょうか。

矢田松夫参考人 第1条から全て説明しておりますし、最終的に、もし、対象議員について疑惑があれば、謝罪若しくは朗読とか、そういう最終的なことは言いました。

宮本政志委員 あのね、よくあるのが、説明しました、読みました。説明して、読んで、相手が理解していなければ、説明したことにならない。相手が、説明されたというのはどのように確認されましたか。

矢田松夫参考人 それは署名の数であります。署名の数と説明の時間です。10時から大体昼までですね。

奥良秀会長 説明の時間を取ったということです。

伊場勇委員 政経ジャーナル8月号の中に、皆さんも、資料として前回、宮本委員が提出されましたが、取り下げられた8月22日の請求書について、業務上料違反容疑と書かれていました。先ほど、矢田議員が作られたと言われたんですが、この言葉のチョイスを矢田議員がされたんですよね。確認です。

矢田松夫参考人 そのとおりです。ただし、業務上横領というのは、何度も何度も、役員会、あるいは自治会の中での役員会の中での市民からの発言であります。

奥良秀会長 市民からの発言ということです。

伊場勇委員 市民からの発言だとしても、使うのがふさわしいかどうかというところには、クエスチョンマークが付くところです。それと、お金が返ってこないから政倫審をすると。政倫審をしたらお金が返ってくるというふうに、矢田議員は勘違いをされたというふうな見解だと思うんですけど、なんで政倫審をすると、お金が返ってくるように思われたのか。思い当たる節があるのであれば教えてほしいです。

矢田松夫参考人 私は、一切そのような発言しておりませんし、思い当たる節もありません。

奥良秀会長 お金が返ってくるということは、政倫審にかけることで返ってくるとは言っていないということですね。

伊場勇委員 なら、申立書で「間違いありません」と言われたことについて、これは、出された方の、取り下げた8月22日に提出した請求者の方の勘違いだということではないんですか。

矢田松夫参考人 それは分かりません。その場に私はいなかったため、どのように政経ジャーナルの記者の方と話をされたのか分かりませんので、ここで答えることはできません。ただ、何度も言うように、横領とか疑惑とか、そういった言葉をずっと言われたのは、役員会の中での発言を私が聞いてきただけです。

伊場勇委員 分かりませんじゃなくて、8月号が全部もう間違いないと、全て事実であると、請求を取り下げた方が言うておられるわけですよ。でも、矢田議員はそうは言っていないということですよね。ということは、提出された方の勘違いでしょう。分かりませんというのは何なんですか。

矢田松夫参考人 私が記者との取材の場、請求代表者と記者との取材の場におらなかったもので、どんなことを言われたのか分かりませんが、請求代表者との取材の中で書かれたものですし、私に対する取材もありませんので、分かりませんということです。

宮本政志委員 そうするとね、一番最初に今日、8月号にしても10月号にしても、全て矢田議員が「正しゅうございます。一つも間違っておりません」やったら、もう早く終わったんよ。だけど、率直に言って、これはどう思われますか。一部正しいところがあるのか、全部間違っていると思われますか。これをちょっと率直にお聞きしたい。

矢田松夫参考人 8月の号外からです。つじつまの合わない18万7,000円については森山氏より回収したいとのことでしたと。これは自治会の皆さん方からすると、そのとおりだと思います。ただし、回収は政倫審でできるんだというつながりにってないと思います。私は言うておりませんので。その事実については、記事については正しいと思います。それから、日にちはちょっと間違っております。（発言する者あり）それから、正しかったとかですね、はい。

奥良秀会長 矢田議員、少し時間が掛かりますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）  
ちょっと時間がたちましたので、暫時休憩を……（発言する者あり）

宮本政志委員 矢田議員、日にちが違うとかというのは、関係なくて、内容、  
矢田議員がこれを読んだときに、これは全部うそじゃあやって言うんか、  
いやこの部分は正しいなって、それをお聞きしたいの。

矢田松夫参考人 それは全体的に、これを3人が資料として出されたということ  
については、住所、氏名、連絡先がないのに、市内の政治団体と書いて  
ありますので、これは全く違うなど。もう全体読んでそう思いました。  
政倫審の中で、設置要求の中で3人が出された内容については、市内の  
と書いてあるけど、住所も書いていないから、もう全体的に全くうそじ  
ゃのと。全体で見てもうそだということなんです。具体的中身について  
は、さっき言った以外については、ほとんど私の意見とは全く違うとい  
うことです。

奥良秀会長 全く違うということですか。

宮本政志委員 すみません、会長が休憩と言われたのに。そうすると、ほぼほ  
ぼうそだと。うそというのは、これは政経ジャーナルを作られた方がう  
そをついていると思われませんか、それとも請求代表者がうそをついてい  
らっしゃると思われていますか。

奥良秀会長 誰がうそをついているかということなんですが。

矢田松夫参考人 それは、それぞれの主観的な問題であって、私はそこにおら  
ないから分からないと言うんですよ。分かりますか。その場におったら、  
3人が話したり、あるいは政経ジャーナルが私を取材するんならやりま  
すけれど、書いてあることについてイエスかノーかと言われても私には

分からないって言うんです。

宮本政志委員 矢田議員、そうじゃないでしょう。さっき13年か何か物すごい仲の良いお付き合いで、ものすごくじっこんで、よくこの方のことを知っていらっしゃったんだから、その前提でいけば「いやいや、この方がこんなこと言うわけないよ。今までこんなことを聞いたことはないよ」ということは分かるわけですよ、御本人なんだから。だから、これは請求代表者がほぼほぼうそをついている、いやいやもう政経ジャーナルを作った方が、ほぼこれほうそをついているねって、どういうふうに感じられるかと聞いているの。

矢田松夫参考人 うそという言葉が激しい言葉でありますので、請求代表者の質問については、疑義を生じるということでもあります。疑いがあるということですよ。

奥良秀会長 疑いがあるということで、ここで休憩をさせていただこうと思います。そしてまた、5時を過ぎますので、継続させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、延長させていただきたいと思います。では、暫時休憩です。

---

午後4時55分 休憩

---

---

午後5時5分 再開

---

奥良秀会長 それでは暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。今の続きとしましては、政経ジャーナルはどうかという質疑があった中で、矢田議員からは、こちらのほうについてはほとんどが事実と違うという発言がありました。それに基づいて審査を続行します。質疑がありますか。

大井淳一郎委員 それでは、政経ジャーナル号外2に書いてあること、そして

申立書にもありますが、申立書の①に、このことはもう既に解決済みであるということで、それを受ける前ですが、政経ジャーナルでもそのように書かれております。この9月4日の4者対談について、矢田議員は、この事実について、御存じだったのでしょうか。

矢田松夫参考人 会場の中に私がおったわけでありませんので、中身については分かりませんが、そういう会議をしたということについては聞いております。最後に、握手をしたとか、そういう話は聞いております。参加人数も聞いております。内容については聞いておりません。

大井淳一郎委員 これは9月4日ですので、既に3議員が倫理審査の設置請求をされた後の話ですが、この解決済みという一報を受けて、取り下げるといったことは考えなかったのでしょうか。

矢田松夫参考人 そういったことは考えておりません。私の一存ではできません。

奥良秀会長 考えていないということです。

吉永美子副会長 8月30日に3人の議員から出ております調査請求書を矢田議員は持っておられますか、手元に。8月30日に出ております調査請求書です。ありますか。ありますね。4点出ておりますが、読み上げると時間が掛かりますので、この4点について、それぞれ、矢田議員として、弁明じゃないですけど、発言を是非していただけたらと思います。

矢田松夫参考人 事由を証する資料の名称の1から4でいいんですね。

奥良秀会長 はい、そうです。

矢田松夫参考人 これについて、ここで皆数字とか事実とかできないでしょう。

奥良秀会長　ありますか。なければ、用意させますけど。まず、1番からです。

矢田松夫参考人　「制度を知らない」からですか。

奥良秀会長　最初に、「矢田議員は、議会の制度を知らない市民を」というところですよ。

矢田松夫参考人　私がまとめたのがありますので、今吉永副会長が言われたことについて、回答します。そういうことでいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）何をもって制度を知らないと判断したのか。それによりどのような名誉が損なわれたのか。考えられるのは、政倫審設置請求書の記載について、一方的にどこかで無断で矢田が記載したとの仮説の事由を述べているが、資料では、要求書を全く見ていないと記載しているけれど、請求代表者宅で本人が自筆……、請求代表者が集められたいきいき体操メンバー約10名以上ばかりの自治会に対して、矢田が文書をもって、政治倫理条例、あるいは署名方法について説明していると。署名方法について質疑があったが、誰1人、異論は出なかったと。これが1番ですね。こういうことでいいですか、吉永委員。2番目、申請者の横領違反容疑という文言を、市民がしたかのような表現により、市民の人格を疑われることになったと。これについては、先ほども言いましたように、公金の横領、偽造、でたらめ、通帳の公開、通帳の疑惑、疑念等の文言は、これまでの役員会で市民から再三発信された文言であると。横領との言葉は一度も使ったことはないと言うが、これについては、森山議員から、請求代表者に出された内容証明郵便物にも、市民からの横領の文言が記載されていると。人格を疑われるようになった事象については、具体的に述べていただきたい。例えば、そういうことですね。矢田のせいにすることに理解に苦しむと。3番目は、矢田議員は政治倫理審査会がどのような機関であるか認識しているにもかかわらず、さも市民が求めた金員の返金の実現できるような虚偽の説明したことは、その目的は

何であれ市民をだます行為であると。これについては政治家として許されないことであるというふうに3番には記載されていますけど、政倫審で、金員の回収ができるということは、一度も言っておりませんということであります。回収ができるとかできないとか以前の問題で、自治会の議員自らが返金しているということでもあります。4番目については、これは1の事由と同じでありますけれど、制度の説明については、7月30日に実施しておるといことです。

吉永美子委員 議員の名誉を傷つけたことってありますが、これは、名誉を傷つけることにはならないという考え方でよろしいですね。

矢田松夫参考人 はい、そういうことであります。

奥良秀会長 名誉を傷つけることにはならないということで。

大井淳一郎委員 先ほど副会長が言われた2番目の業務上横領違反容疑という文言のうんぬんなんですが、確かに市民がそのように一般感覚で言われるのは仕方ないと思うんですけど、先ほど冒頭で、この請求書は矢田議員が作られたということからすれば、やはり、この政治倫理審査会は、業務上着服があったかどうかという判断ができる機関ではありませんので、やはりその辺は、請求書を作るに当たって、いみじくも、後で不適切な会計処理と文言を変えられておりますが、そもそもこの業務上横領違反容疑という文言を請求書に書くのは適当ではなかったと思うんです。その辺りはいかがでしょうか。

矢田松夫参考人 横領というのは、他人のものを自分ものにする。容疑というのは疑いがあると理解しておりますので、この言葉については私は問題なかったと思うんですね。それについての言葉、文言については、さっきも言いましたが、何回も何回も自治会の中の会議の中で発信をされているということでもありますので、請求代表者の言葉を聞いて記載した

ということです。

大井淳一郎委員 大井委員が言われるのは、市民の方が言われるのは、もうそこはしようがないという言い方は悪いかもしれませんが、致し方ないということで、ただ議員として、そういうふうな言葉を使うのはどうなのかという発言なんです、矢田議員は、そこはきちんと精査をしているということでよろしいでしょうか。

矢田松夫参考人 そのとおりでありまして、私は、請求代表者の方の意見を聞いて、記載したまでだと。ただし、私も、やっぱり大井委員が言うように、もしそのことによって、本人が傷つく。だけど、本人が言った言葉をそのまま書いたんだけど、それまた別のサイドで、本人がこのことで悩んだということであれば、私もやっぱり率直に反省せんといけんと思うんですよ、その本人に対して。だけど、この言葉を書いたことについては、全く異論はないと思います。

宮本政志委員 先ほどから役員会で何回も何回も横領容疑という言葉が出たというのは、役員会にまず実際、矢田議員は何回出席されて、役員会で横領という言葉を確認されたんでしょうか。

矢田松夫参考人 それは先ほど言ったように、私は参加していませんが、請求代表者の言葉を聞いたということです。

奥良秀会長 請求代表者の言葉を使ったということなんですが、何か証明するものがあるんですか。

矢田松夫参考人 ここに、請求代表者宛てに、M議員から内容証明郵便があります。その中にも、請求代表者が役員会で横領だと言ったという記載の事実もあります。

宮本政志委員 M議員は、名前出してもいいと思うんだけど、内容証明とかじゃなくて、先ほどから矢田委員は、何回も何回も役員会で横領という言葉が使われているからということで、横領という言葉を確認するというのはおかしいけども、肯定するような話が何度も出たんで、矢田議員は何度も何度も役員会に出て、そして役員さんたちから口々に横領と出たんだ。だから、自治会の役員の方々は、横領と思っているんだというふうに受け止めたんだけど、一度も出たことがないと。一度も出たことがなくて、何度も何度も出たよというのは、具体的に請求代表者のみに聞いたんですか。横領とみんな言いよるといえるのは。

矢田松夫参考人 複数の方が聞いております。ただし、議事録ありません。全て伝聞です。

宮本政志委員 ということは、仮にこの審査会でそういった方々を参考人招致でちょっと確認したいと思えば、矢田議員から言ってもらえることはできますか。

矢田松夫参考人 本人が来るか来ないか、私には権限は、ありません。

宮本政志委員 それと2点お聞きします。まず1点目、基本的には矢田議員に対して我々3人で政倫審の調査請求をしたんですけども、共産党議員の2人とも前の政倫審、もう一つ別のやつにしても、いろんな集まりをされていますけど、2人の共産党の本市の議員の情報というのは、矢田議員が知る限りでいいですので、当事者たちから確認を取ってきているのか、あるいは矢田議員の話を前提に共産党市議の2人は解釈しているのか、その辺りがもし分かればお聞きしたい。

矢田松夫参考人 両方です。

宮本政志委員 両方ということは、言質の取り方は、共産党市議の2人は、矢

田議員、あるいは当事者に直接確認を取っていることは分かりました。もう一つ目は、前回の政倫審のときにも少し出ましたが、本来、表に出てはならない、手にするはずのない文書から、そのまま新聞のほうに横領だったかな、どんとでかく出たんですけど、それには関与していませんね、情報リークとかしていませんね、はっきりお聞きします。

矢田松夫参考人 今のは事由の内容の何番目の質問ですか。(発言する者あり)  
内部資料については、全て請求代表者から頂きました。

宮本政志委員 どう考えても、新聞社にリークを誰かがせんと、我々も手にしていないし、表に出るべきものでもないものが、そのまま内容が行くというのは、非常に疑われることなんで、矢田議員もお好きな疑惑ですよ。だから、それに関しては、まさかリークなどはしていないでしょうということをお聞きしている。

矢田松夫参考人 新聞社どう書こうと、私は一切関知しておりません。

宮本政志委員 続けます。先ほど吉永副会長が4番の議員の名誉を傷つけたことに触れられたのは。この文面で我々は、審査会の申請書を取り下げたことを鑑みれば——つまり取り下げたんですよ——求めた内容と違うから取り下げたと私らは解釈して、これを載せているんですけども、この辺りはどう捉えますか。取り下げたこと、つまり内容が違うんだということよ。

矢田松夫参考人 この請求代表者が取り下げた理由については、新聞報道によると、自治会のもめごとをこれ以上深くしたくないということの理由が一番大きかったんじゃないかと思います。それともう一つは、やっぱり自分の体力の限界、これが大きな理由であって、私も9月1日以降、その話をしたりすることが、本人の精神的な苦痛になるんじゃないかと思っておるところであります。

宮本政志委員 新聞報道によるは困るんですが、新聞報道が正しいと矢田議員おっしゃっているのかな。つまり、内容と違うことの証明ではなくて、今、おっしゃった二つの理由から取り下げられたんだということですね。そういうふうに、矢田議員は解釈しているということですね。

矢田松夫参考人 新聞は例で言ったんですけど、取り下げた理由の一番は、本人の体力ということであります。そういうふうに私は理解しております。取り下げた理由はね。

中島好人委員 私は本人から聞きました。たしか矢田議員も体調が悪いということは本人から聞いたじゃない。新聞報道ではないんじゃないか。どうなんですか。

矢田松夫参考人 新聞報道が一つの判断でもありますけど、本当の事実は、中島議員と金曜日の朝に2人で行って、本人から直接聞きました。これ以上体力がもたないということです。これが取り下げる原因だなというふうに感じました。

奥良秀会長 2人で話を直接聞いたということですね。分かりました。日にちが分かればお願いします。

矢田松夫参考人 取り下げた日の金曜日の9時です。自宅です。

奥良秀会長 金曜日の9時ということは、何月何日の9時でしょうか。

矢田松夫参考人 8月26日の午前9時、自宅です。

奥良秀会長 8月26日金曜日の午前9時に、この方に2人で会いに行って、話を聞いたということですね。

宮本政志委員 先ほど、この今日の資料、政経ジャーナルが全て間違っている、うそなんだというふうなことをおっしゃったんで、（発言する者あり）一部だけね。先ほどの話からいくと、この1から4、例えば3番の金員の返金の実現できるかのように虚偽のとあるけど、もともとお金が返ってきてほしいというのは目的でも何でもなくて、別のことをさっきおっしゃったんで、そういうことでいいんでしょう。つまり、これは別に金銭の返金を求めているんじゃないので、そんなもん別に実現できるかのように虚偽の説明をしたということはありませんよということよね。

矢田松夫参考人 宮本委員が言われたとおりであります。

伊場勇委員 まず、政経ジャーナルの号外2で、既に解決済みだという事実については、御存じだったということですが、その後、この請求代表者とお会いしたことはあるんですか。

矢田松夫参考人 9月1日、市の広報の配布の日に公会堂で会いました。それから、その前後の8月30日、26日に会いました。

奥良秀会長 4日以降は、お会いしてないことでよろしいですか。

矢田松夫参考人 先ほど言いましたように、私が行くことによって、体調の変化が起こってはいけないという配慮の中で、行っておりません。

伊場勇委員 9月4日以降は会っていないということなんで、9月4日の事実はどのように聞かれたのか。誰から、どのようになのか、言える範囲で結構です。教えてください。

矢田松夫参考人 内容については、詳しく知りませんが、握手をしたことと参加者、それから日にちを聞きました。誰からとは言えません。

宮本政志委員 伊場委員の質疑の関連で、9月4日以降は、健康を考慮して会っていないとおっしゃいましたよね。ということは、連絡もしていなければ、会いに行っていない。つまり、逆に言えば、連絡しても連絡がつかない、あるいは、会いに行っても会ってもらえないといったことはなくて、健康を考慮して、一切連絡もしていなければ、会いにも行っていないという解釈でよろしいですね。

矢田松夫参考人 宮本委員が言われたとおりで、過去1か月も会っていないし、あとは個人的なことで、電話の関係もありますけど、今言われたとおりです。ただ、本当に請求代表者の健康状態です。それ以外には何もありません。

宮本政志委員 矢田議員の参考人招致なんで、同じ委員の中島委員に聞くのは不適切かもしれません。お答えしたくなければいいんですけど、例えば、横領とかという言葉がどんどんどんどん出ていく。役員の方も横領じゃ横領じゃと言ったとしても、新聞にも大きく取り上げられる。そうすると、森山議員は、それが実際本当にそうであって、そして、捜査機関にうんぬんとかということになれば仕方ないけども、そうでない場合、現実には今はそうではない。そうすると家族も含めて、物すごい心も傷ついて住めなくなる可能性もある。本当にひよっとしたら最悪のこともあるかもしれない。そういったことを議員というのは、市民を守る上で考慮して行動するべきで、模範となるべき立場だと思うんだけど、そういったことというのは、全く頭にもよぎらないで考慮もなし、もうとにかく役員の方が横領、横領と言ったんだから、そのまま横領という言葉に関しては、注意喚起もしなかったということでもよろしいかな。

中島好人委員 政治倫理は、政治倫理の条例の議員の責務と、3番に「議員は、政治倫理に反するような事実があるとの疑惑を持たれたときは、自らその疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」

とあります。そういう疑惑が持たれた事実というのはありますんで、自らの説明責任というか、そういうのがあるんじゃないかという判断の下で行いました。

宮本政志委員　そうすると、共産党の市議会議員である中島委員は、そういったことがあるから、横領、横領ということが地元で広まって、そして新聞にも取り上げられて、森山議員本人、家族がどうなろうと、そんなことは知ったことではないと、頭の中には一切なしに、今おっしゃったことを前提に、市民の皆さんに、そういった横領という言葉の神経質さを伝えたということはないということを確認できた。矢田議員は、その辺りはどうですか。

矢田松夫参考人　先ほども言いましたように、他人のものを自分のものにする。二つ目は、容疑というのは、疑いのある人ということの中で、皆さん方が数々の不正経理について出されたから、私はその言葉については、僕は事実だろうと思います。別に問題ないと思います。

宮本政志委員　2人に究極の質問をします。中島委員は答えられなければしょうがない。人のものを自分のものにした、具体的にどういったものをどのようにされましたか。教えてください。

矢田松夫参考人　それをここで言っているんですか。

奥良秀会長　どうぞ。

矢田松夫参考人　先ほど私が言いましたように、領収書もないのに支払ったように見せかける。それは何点かあります。あるいは、払っていないのに、払ったように見せかける。通帳にも入れてないのに、あたかも通帳があるかのように報告書に書く。自治会の方からの資料提供であります。ただ、午前中は、それが言えないということでありましたので、それ以上

は言えません。数々あります。

奥良秀会長 不透明な入出金があったということによろしいですか。

矢田松夫参考人 そうです。

宮本政志委員 見せかけたんだと、だから横領なんだと。見せかけたというのは、例えばどういったことが裏づけで分かるんですかと言っているんです。

矢田松夫参考人 支払ったように見せかけた。それは領収書がないんですよ。領収書がないのに、支払っているかのように見せかけた会計報告書、例えば、どこそこに何円の寄附金を出した、実際入っていなかった。これは見せかけじゃないですか。

宮本政志委員 例えば、お金を預かった、そして支払うのを忘れていた。あるいはお金を預かって支払ったけど、領収書をもらうのも忘れていた。それは例えばミスであっても、それは見せかけたんだと。つまりそういったことがあれば、全国、全員全て横領という解釈でいいですね。

奥良秀会長 ミスであっても横領になるのかということなんですが。

矢田松夫参考人 これは西善寺自治会の会計の中について、私がさっき説明した内容であります。全国ということは別の話です。

宮本政志委員 だから、西善寺自治会の会計なり自治会が、これはお金を渡した、払うのを忘れていた、あるいは領収書をもらうのを忘れていた、これはもう見せかけと認定です。だから見せかけて、そんなことをやったんだから、横領ですということを決めたということね。決めたから、あなた方は、見せかけているから横領と言っているということね。つまり

本人のミスではない。間違った手続ミスとか、うっかりミスとか、いいかげんさではない、悪意を持って見せかけた横領と言っている。ここはちょっと大事なんよね。その辺りしっかり答えてもらえますか。

矢田松夫参考人 大事なことを言います。それを返金していればいいというものでもないけど、自らが払わないのに、払ったように見せかけて、年度をまたいで、またそれを戻すという行為はどうなんですか。やっぱりそれは横領じゃないんですか。違いますか。(発言する者あり) いやいや、人のものを自分のものにするというのは、これは正に横領だと思いますよ。

中島好人委員 一応会計から、こうこうこれで寄附しますとか、受け取りますよね。これを2年後に払ったのもあれば、払ってないやつもあったり、もらった額よりも、領収書が少なかったりとか、そういう実例はあるんじゃないですか。

矢田松夫参考人 ありますけど、ここで全部述べますか。こういうのを出していいんかね。(発言する者あり) 出したらいけんよね。

大井淳一郎委員 ここは司法の場ではないので、横領というのはなかなか適切ではないと思います。ちょっと1点述べておきたいのは、自己の占有する他人の物を領得する、不法領得の意思の発言が横領行為なんですけれども、保管しているということは、必ずしも横領ではないんですよ。それを着服したということが認定されないと横領罪にはなりません。着服したというのは、例えば、森山議員個人のお金に入れた、あるいは急に金回りがよくなって、何か車とか買ったとか、そういう客観的な事実がないと横領は立証できないんですよ。ですから、矢田議員が横領、横領と言われますけど、保管することは横領ではないのです。ここは司法の場ではないんであれなんですけど、これは参考人も含めて全委員で共通して持つておかないといけないかなと思います。

宮本政志委員 大井委員が言われるとおりで、午前中からずっと言っているけど、僕は別にここを司法の場として言っているんじゃないの。さっき「思う」と言ったよね、矢田議員。「思う」は、想像、空想、妄想よ。ではなくて、これだけ横領、横領ということを使いよってわけよ。そうしたら、どうなんですかと聞いたら、こうこうこうで「思う」。ではなくて、自治会の人たちが「横領、横領だ」と言っても、議員としたら、「いや、待ちなさい」と、「本人もそうだけど家族もおってし、そんな簡単に犯罪者にするような言葉を使ってはいけんよ。実際どうなのよ」と言うのが議員じゃないですかと言いはるの、中島委員にも、矢田議員にも。決めつけていいの。

矢田松夫参考人 最初に言ったように、警察の告発については、私は賛成しなかったということです。それから「思う」じゃなくて、そのとおりです。そういうふうに言葉を「思う」じゃなくて、「そのとおりです」というような発言をしていきます。

伊場勇委員 何が「そのとおりです」なんですか。

矢田松夫参考人 そういうふうに思うという言い方は駄目ですというから、そのとおりですというふうに訂正を今からしていきますということです。曖昧な言葉ではなくて。

奥良秀会長 着服とか横領とかということをしていますよということで、断定ということでもよろしいですかね。

伊場勇委員 横領だと、着服だと断定されているということで、文書をいろいろ出されておりますよね。そのことについて、対象になる森山議員にも御家族、いろいろ友人関係等がございますけれども、その方々への影響等はどのように考えていらっしゃいましたか。

矢田松夫参考人 影響等については、私がこの場で述べることではないと思います。

伊場勇委員 矢田議員しか分からないので聞いているんですけども、特に何も家族とか考えなかったのか、(発言する者あり)今、質問しているんで、ちょっといいですか。横領とかいう言葉を使って、家族のことを別に何も思わんだろうと思ったら、思わんだろうでいいんですよ。その地域に住めなくなるかもしれないなあとか、そういったことの考えがあったのか、なかったのかについてです。矢田議員がどう思ったのかです。

矢田松夫参考人 その原因は何なのかということは今調査しているんですね。その原因は何なのか。そのことによって家族にどのような心配があったかは、その次の段階と思います。まず私が言うのは、先ほどの不正経理があったか、ないのかという事実解明をしていただいて、疑惑を晴らしたことによって、前回も宮本委員から言われましたように、矢田議員が言われるのが正しければ、それはみんなのほうで整理しないといけん。あるいは反面違う方向になったら、そのとおりに思うんです。ですから、審査する中で結論はどうなのかという仮定の話はできませんので、私の発言、あるいは私の文書の書き方が、本当に間違っていたのであれば、私は謝罪しますよ。

奥良秀会長 午前中の審査会で、合っているのか、間違っていたのかということも関連してきますので、その辺も考慮しているということによろしいですね。

宮本政志委員 最初に、請求書の説明のときに言いました。今回はどっちかに偏っているんじゃないの、矢田議員。この政経ジャーナルというものが広く配布されて、言いましたよね。これがもし事実と異なっている。矢田議員は、事実とほぼほぼ全部うそだと今おっしゃっているんで、これ

が本当にそうであった場合、市議会に対してということでは言いましたよね。それと、これの内容が正しければ、矢田議員は議員としてという両方の側面から我々はやっているんで、その辺りを踏まえてお聞きしたい。今回のもう一つの政倫審にしても、我々の請求の関係にしても、結局、森山議員に最終的にはどのようになってほしいの、どのようにしてほしいんだとか、何かあるの。

矢田松夫参考人 それは私が決めるのではなくて、皆さん方が決めてください。

宮本政志委員 180名近い市民に署名を頂いて、汗かかれて回られて、調査請求を出された。そして、それを下げられた。ところが、山田議員、中島議員、矢田議員は、3人で要件を満たして請求されたわけでしょう。請求したということは、やはり目的があるんじゃないですか。疑義を解明して、そして、森山議員にどうなんだって、そういうことをちょっとお聞きしたいの。

矢田松夫参考人 政倫審の条例以外にありません。

奥良秀会長 政倫審の条例以外にないということは、どういうふうなことでしようか。

矢田松夫参考人 最終的には政倫審の中に書いてありますように、本人の謝罪若しくは議場での謝罪文の朗読以外にはありません。何を求めるか、ここは司法の場でないというのは、何回も言っておられますので。

奥良秀会長 金員ではなくて、謝罪であったり、そういうふうな処罰ということですね。

伊場勇委員 ちょっと確認しますが、市民を利用しようというふう考えたことはありますか。

矢田松夫参考人 その言葉自体ありません。

奥良秀会長 市民を利用しようとしたことはないということです。

伊場勇委員 結果的に市民を利用した形にもなっていないということですか。

矢田松夫参考人 そういうことです。署名については、市民も入れての行動である。

伊場勇委員 10月号外の中で10月2日の件がちょっと書かれていますので、その点について少し質問します。市議会の正常化を求める市民の会の結成総会ということですが、このことについて、どういう説明されたのかという細かいところはいいんですけど、自治会内でどういう話になっているのかとか、それを御存じの上で、この会が開かれたんですか。これは何のためにやられたんですか。関係することについてもいろいろ話されたようですけど、そもそも何のためにこれをされたのか、そしてどういった資料を使ったのか、まず初めに、何のために開いたのか教えてください。

奥良秀会長 市民集会を何のために開いたかということです。

矢田松夫参考人 市民の会について、私がこの場で答えるべきものではないと思います。しかし、この会の中に私ら3人が参加しておりますので、それについてお答えいたします。それは疑惑の解明についての説明をします。疑惑の実態について説明した。以上です。

奥良秀会長 あくまで疑惑の解明ということの説明したということです。

伊場勇委員 その根拠となる資料については、どういったものを使ったんです

か。

矢田松夫参考人 私が作ったものです。

奥良秀会長 矢田議員が作ったものを、市民の会の中で、説明させていただいたということですね。

伊場勇委員 作ったものといったら、もうでたらめに作ったものとかですね、何か根拠となる事実みたいなものがあるんですか。それを使ったんですか。

矢田松夫参考人 私がパワーポイントで作ったものです。言葉を書いたものです。

伊場勇委員 分かりやすく質問しますけれども、先ほど横領、そして着服だと断言されましたが、その根拠となる数字だとか、金額だとか、時系列も併せて説明されたのか、そういった資料を使ったのかどうかということです。

矢田松夫参考人 それらを含めて、資料について私が作りました。

大井淳一郎委員 その際に自治会の帳簿とかありますよね。ああいったものも示したんでしょうか。

矢田松夫参考人 私が作ったものを示しました。私が作ったのは、それを参考にして作ったのを示しました。

宮本政志委員 10月2日の市議会の正常化を求める市民の会か、よく分かんけど。そのときに、どれぐらいの市民が来られたか知りませんが、資料の件も出ていますよね。そういった資料のもともとの信ぴょう性の証拠というのは、どういったものですか。出された資料は、矢田議員が

自分で作ったと。作ったのは分かった。でも作る限りには、信ぴょう性をきちっと裏づける証拠があるはずなんですよね。いろんな不特定多数の市民に配るわけですから。そういった証拠というのは具体的にはいいけど、当然あったんでしょう。

奥良秀会長 市民に出すのに、その資料は信ぴょう性があるかないかというのは、どういう指針かというか、どういうことを物差しとして図られたかというのは、お分かりでしょうか。

矢田松夫参考人 会長、対象となる事由の内容の何番目に当たるんですか。今、市民集会についての内容ですよね。これは第三者の市民の会がやったわけでありまして。ここは市議会の政倫審でありますので、その内容に沿って質問してください。

宮本政志委員 これ全然、整合性が取れていますよ。先ほど矢田議員は、この資料、根本の資料となる政治ジャーナルの内容については、一部あっているけども、あとはもう全く間違っているとおっしゃったわけですよ。でも、その政経ジャーナルを基にいろいろなことが、「いや、こうなんですよ」ということが載っていますよね。そういったことと関連したことが、先ほどの市民の会、10月2日に開催された、15時から厚狭の複合施設かな、十分これは全部絡んで、資料も配っておられるわけですよ。その中には調査請求書も配っておられるわけでしょう。だから、私どもが1番の「議会の制度を知らない市民を利用し、議会の名誉を損ねたこと」にも該当してくるかなと思って。これは全体的に該当してくるんですよ。そのことを聞いているの。だから全く関係ないことはないよ。

矢田松夫参考人 関係があるかないかって、この市民団体の集会の内容についてどうなのかということ聞かれるわけやから、これは政倫審と関係ないですよという回答なんです。だから何度も言いますが、一部、政経ジャーナルについては、正しいこともありますよ。その他については全く

じゃなくて、疑いのある内容であるということです。それから三つ目は、10月号についても、約18万円の使途不明金については、これについての私なりの説明はいたしましたよ。

宮本政志委員 その市民の会で、今回の私と伊場議員と中岡議員が出した政治倫理審査会の請求書に関しては、一切触れていないんですね。

奥良秀会長 請求書について触れられたかどうかということです。

矢田松夫参考人 これについては、オープンにされておりますので、私のほうで見てから、それは出しましたよ。ただし、その中の内容については、私のほうで作成したということです。

宮本政志委員 だから今日の正に今のこの審査会についても、市民の前で資料を配って、触れて、あなた方はいろんな発言をしたわけでしょう。自分たちの主張を述べるのか、意見を聞くのか知りませんが、だからこういったことにも全部関連してくるから今聞いているの。関係ないことないよ、政倫審に。

矢田松夫参考人 それは水掛け論じゃないけれど、私は市民の会の内容について、私が答えるべきではないという回答です。

宮本政志委員 なかなか答えてもらえんのかな。中の資料でも、当日配った資料か、明るいまちだったかな、これでも、うちの議長のことを確認も取らんで、確証もない、自分たちの妄想、空想、想像を前提に、うそありきで物事を書いて、非常に議長の名誉を傷つけたとか、そういった資料まで入れているわけでしょう、政倫審に交えた上で。そういったことを平気でされておられるわけよ。だから、私たちは今、あなた方、矢田議員の発言の信ぴょう性をきっちり確認したいわけ。さっき言ったでしょう。政治ジャーナルの信ぴょう性も要るの。これはまた、この後、それ

に関しては意見を出しますよ。だけど、まず今日は、矢田議員が参考人だから、矢田議員の発言の信ぴょう性を問うために、質疑しとるのよ。それを関係ないとかどうだというふうに逃げられるんやったら、10月2日土曜日、山田議員、中島議員、矢田議員が、10月2日15時から厚狭の複合施設で数十人の市民を集めて、何とかの市民の会というのをやりました、そのときにいろんな資料を渡したときの資料というのは、信ぴょう性も何もない、ただ勝手に矢田議員が妄想、空想、想像で作った資料であるということが確認できましたんで、この件に関しては、もう質疑をやめます。

奥良秀会長 ちょっと時間が過ぎましたので、換気のため暫時休憩させていただきます。

---

午後5時50分 休憩

---

---

午後5時55分 再開

---

奥良秀会長 それでは、暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。先ほどの審議の続きとして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

伊場勇委員 8月号のほうでも確認を取ったんですけども、この10月号外2についても、全て正しいとは言わないということですね。そのことについては、どういうふうな見解かお聞きします。主にこの表面。裏はちょっといろいろなことを書かれているので、表面です。

奥良秀会長 政経ジャーナルの4年10月の号外2の表面についてどうかということなんですが。

矢田松夫参考人 騒動の内容については、そのとおりだと思います。ただし、了承されたか、されていないのか、それは別の問題です、私には分かり

ませんので。ただ、この内容については事実と思います。あとについては、疑いがあるということです。

奥良秀会長 もう一度お願いします。どこが正しくて、どこが正しくないかを教えてください。

矢田松夫参考人 それとですね、既に解決済みの問題、それから市民を盾にする卑劣な行為、これらについては、疑いを持っております。それはなぜかという、既に解決しているのか、していないのかは、今朝の議論を見てもらいし、先ほど私が言ったように、いろいろ領収書があるけど、ないのもあるんじゃないかとか、そういう問題ですね。それから騒動の内容については、このとおりだと思います。

藤岡修美委員 前の委員会でも言ったんですけど、私はこの問題は自治会の問題であって、横領とかいう話であれば、自治会が刑事問題にすべきで、なぜこういったうちの政治倫理審査会にかけなければならなかったのか。その辺りは、矢田議員がどういう気持ちで、自治会の問題をあえて、市議会の政治倫理審査会に申請されたのか、そこをお聞きしたい。

奥良秀会長 7月24日の自治会の総会等々から端を発しているとは思いますが、もう一度、矢田議員から説明していただければと思います。

矢田松夫参考人 8月29日に私どもが出しました。その前に8月26日金曜日に取り下げられました。それについて、資料はありますが、先ほど言いました意思を継ぐとか、頑張れよとか、そういうことを受けて、これでは、疑惑は解明されないということで、私たちがやった、出したということなんです。これは自治会内部の問題であるけれど、第3条第1号にあるように議員が疑惑を持たれているので、これについては、政倫審でやらなければいけないということの結論で出したということです。

藤岡修美委員 私は、第3条第1号は、あくまでも議員の立場を利用するとい  
うか、議員としての行動について審査すべきであって、もし森山議員が  
横領等をされていたら、当然、刑事問題になって、犯罪ですよ。逆に  
言ったら、うちの懲罰委員会にかける事案だと思うんですよ。そこまで  
行っていないのでそぐわない。僕は、政治倫理審査会にかけること自体  
が問題であるというふうに思っております。

奥良秀会長 今の質疑でよろしいですか。掛けるというのが問題であるという  
ことなんですが、どのように。

矢田松夫参考人 これは午前中に話された私たち3名のことなのか、それとも、  
今回、宮本議員ほか3名が出された政倫審そのものについてということ  
ですか。私には、それが理解できなかつたから、もう1回お願いします。

藤岡修美委員 もちろん、前調査請求者を矢田議員は、誘導というか、一緒に  
調査請求書を作られた。それも踏まえて、その取下げがあつて、またま  
た、今度は共産党議員団というか、2人の議員と一緒にまた出された。  
そこがなぜ本議会の政治倫理審査会であるのか。もし疑念を持たれてい  
るのであれば、当然、警察、刑事訴訟ではないかと思うんですけども、  
その意図がよく見えない。

奥良秀会長 藤岡委員から誘導という言葉があつたんですが、そういうふうな  
事実があつたんでしょうか。

矢田松夫参考人 それは一切ありません。

宮本政志委員 だから、矢田議員、もともとは、今そうでしょう。請求代表者  
が出された調査請求を取り下げられた。そして、矢田議員、山田議員、  
中島議員が出された。その一連の流れに対して、政経ジャーナルという  
ものが広く配布された。さあ、どっちが正しいのかということで、我々

が政倫審の請求したわけですから、全く関係ないわけじゃない、全て関係している。ちょっと事務局にお聞きしたいんだけど、これ平行線なんですね。つまり政倫審が扱うべきかどうかということで、この後、ちょっと議運に絡むこととお話ししたいんで、それで先に事務局にお聞きしたい。今の藤岡委員が言われること、先ほど私も同じことを言いました。180度違うことを矢田議員はおっしゃっています。事務局に今からお聞きしたいんだけど、その前に、共産党の中島議員はどう捉えているの。

中島好人委員 前もうちの同僚議員が、政治倫理審査会にかけられたのは、やっぱり市民の代表としての品位と名誉、ここだけの問題だったんですね。さっきも言ったんだけど、やっぱり議員は政治倫理に反するような事実があると疑われた、事実じゃなくて、疑惑が持たれたときに、自らその疑惑を解明して、その責任を明らかにしなければならない。ですから、丁寧にこの間も話されたような状況をきちんと話していれば、別にここに掛けるような問題ではないと僕は思います。それをしていないから、どうなっているのかと言われる。やっぱり介入してほしいということです。

宮本政志委員 そうすると、もう1人の共産党の山田議員も同じ考えでよろしいですね。

中島好人委員 もちろんそうです。

宮本政志委員 すみません。事務局、先ほどの質問に対して、説明、解釈でいいですけど、教えていただけたらと思います。

島津議会事務局次長 政治倫理条例第3条第1号の解釈ということで、よろしいでしょうか。（発言する者あり）政治倫理基準の第3条1項は、「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」とされております。そのほかの第2号以下

が、政治倫理基準として明確に地位利用とか、そういったことをうたっているのに対して、第1号については、全てを網羅する形で定められています。今、言われるように政治倫理じゃない部分、一般的な倫理に違反した場合、例えば、品位と名誉を保持してないとか、そういう疑いを持たれたことによって、議員に関して疑惑を持たれるといった一般的な倫理に違反した場合も該当するような項目になっているので、問題があるということで、今まで議運の中でも話が出たことがあります、そういうような条例の構成になっております。

藤岡修美委員　うちの条例には、逐条解説はないんですけども、上尾市議会の議員政治倫理条例の中には、品位及び名誉を損なう行為が具体的に書いてあるんですよ。それはあくまでも議員としての行動というか、もし資料として提出できるのであれば、これを見ていただいたらいいと思うんですけども、品位及び名誉を損なう行為というのは、例として、議員による虚偽の発言、また、情報発信による名誉毀損行為などが当てはまる。あくまでも議員としての立場というふうに私は理解しています。

奥良秀会長　でも、それは他市の条例のことであって、（発言する者あり）そうですね。

宮本政志委員　先ほどの次長の解釈は、よく分かります。主査は何か、先ほどの私らの質問に対して、何か解釈があったらお聞きしたい。

中村議会事務局主査兼議事係長　条例の解釈とは別に政治倫理という言葉があると思います。藤岡委員は多分それをおっしゃりたいんだと思います。他市を例にして出されただけであって、政治倫理とは何かということが多分藤岡委員はおっしゃっていると解釈しました。政治倫理基準を定めるようになっているので、本市は、会議規則とか委員会条例みたいな標準的なものはないけれども、恐らく作成の過程でいろいろな議論を経て、今の政治倫理基準になっていると思います。なので、そこでの解釈とい

うことになる、事務局としての見解というよりは、審査会の見解を尊重するしかないと思います。文言の解釈であったり、本来の政治倫理とは違うねという議論が出てきてもそれは仕方がないことであって、今のこの条例の条文から素直に読み取るのか、政治倫理とは何かというところを考えてというところが大事になってこようかと思います。宮本委員がおっしゃったのは、そういうところを考えていくのは、議運のステージだということのをさっきおっしゃったのではないかと思います。なので、なかなか見解としては、解釈問題になってきますので、政治倫理というところだけでいうと、さっき藤岡委員がおっしゃったようなところまでしか、事務局としてなかなか言いようが難しいと思います。

宮本政志委員 話が議運がどうかじゃなくて、もともと午前中にやった森山議員に対する政倫審の本質と今回我々3人が出した矢田議員に対する政倫審の本質というのは、もともと扱うべき事項というのは、共通点が多いけども、本質は違いますよということを投げ掛けたかったわけ。それとそれによって、いろいろ議会が混乱し得る、こういうふうだね。これは、少しそれますが、ここにはちょうど議運の委員長がいらっしゃるんで、早急に議会運営委員会で、政治倫理の条例の改正も含めた上で早急に扱っていただきたいというところから、藤岡議員と私のほうで、質疑も交えてさせていただきました。矢田議員に対する政倫審とは少し離れたけど、申し訳ございません。

大井淳一郎委員 今後の話なんですけれども、以前、政治倫理審査会の第1回目、引退された議員に対するものなんですけど、その中で具体的措置が定められていませんでしたので、政治倫理審査会の決定をもって具体的措置を定めるべきだということを受けまして、議会運営委員会の中で改正に至った経緯があります。したがって、今回もそういうことがあれば、政治倫理審査会の中で、答申じゃないですけど、出していただければ、議会運営委員会は、それを受けて政治倫理条例の改正に向けて、協議していきたいと思っております。

奥良秀会長 ほかに何かありますか。ないでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上をもちまして、矢田議員に対する調査を終了させていただきたいと思います。何か一言、矢田議員から何かあるでしょうか。

矢田松夫参考人 別にありません。疲れました。

奥良秀会長 矢田議員におかれましては、大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。暫時休憩させていただきます。

---

午後 6 時 1 0 分 休憩

---

（矢田松夫参考人 退席）

---

午後 6 時 1 5 分 再開

---

奥良秀会長 それでは休憩を解きまして、審査会を続行させていただきます。矢田議員の調査を終わりました。この審査会の今後の方向性につきまして、どのように進めたらいいかということで、何かありますか。

伊場勇委員 この度のいろいろな内容が、少し複雑な部分もあるかと思うので、議事録をしっかりと精査した上で、集まる必要があるかなと思います。それと、政経ジャーナルの 8 月号と 1 0 月号についてですが、ちょっと違っているといったような対象議員からの発言もありましたので、出版された樋口晋也氏についても参考人として呼び出して、ちゃんと事実を明らかにすることが必要ではないかと考えております。

奥良秀会長 伊場委員から、議事録の精査とジャーナルを出された御本人をお呼びして、内容を精査したいという御意見がありました。ほかの委員の皆様御意見はいかがでしょう。

中島好人委員 議事録を精査するのは賛成です。政経ジャーナルの当事者を呼ぶというのは、結局、請求代表者が一切関わるなということで、真実と  
いうか、信ぴょう性については、一方通行になってしまうんで、請求代  
表者を呼んで、どうなのかと聞ける状態であればいいんですけども、聞  
けない状態で呼んできても、あまり意味がないんじゃないかと思います。

奥良秀会長 伊場委員が言われたのは、政経ジャーナルの代表者の方をお呼び  
したいというお話だったんです。中島委員は請求代表者をお呼びしたい  
という話だったんですが、そこはちょっと違うんですよ。

中島好人委員 請求代表者が、来られないわけですから、一切関わるなという  
ことですから、結局、一方通行で、真実はどちらかというのは確かめら  
れないわけですよ。ですから、来てもらって話をしても、それが真実  
かどうかというのは、確かめられないわけですから、あまり意味のない  
ことじゃないかなというふうに思います。

宮本政志委員 私は伊場委員と同じで、樋口氏を参考人招致するべきだと思っ  
てんですけど。中島委員に、この申立書をよく読んでいただきたい。1で、  
「文書内に出てくる私の発言についての記述は全て事実であることを確  
認して」とちゃんと出ている。ただし、今おっしゃるように、「今後は  
議会を含め一切のお問合せ等については、お断りさせていただきます」。  
つまり、呼ばれても来ませんよという意思表示もある。であるならば、  
その前提で行ったとしても、政経ジャーナルが本当に正しいのかどうか  
ということを確認する。当初言ったでしょう。そうすると、やはり本人  
を呼んで、政経ジャーナルの信ぴょう性を確認するべきでしょう。だから  
本人を呼ぶべきだと言っているんですよ。

中島好人委員 先ほどの審議の中で、請求代表者が、警察の人に訴えるかとい  
うことについて聞かれたということがあったけども、そういうことは言

っていないということの差異があるわけだけでも、この件についても、本人に聞くことができないわけですね。（笑声）いや、何で笑うんかね。会長、人の発言を笑ったり、ああいう声をやめていただきたい。十分注意していただきたい。

奥良秀会長 態度に気を付けていただきたいと思います。

宮本政志委員 今、樋口さんの招致の話をしよるんでしょう。参考人招致のこと。それで、請求代表者が来られんから、どうこうというのは、おかしい話よ。呼んで、そして必要になる可能性もあるよね。そのときに、また議論すればいいことでしょう。なんで、請求代表者が来られないということ的前提に、樋口氏を参考人招致するべきではないと結びつけるのかな。何か都合が悪いことあるの。

中島好人委員 都合が悪いんじゃないなくて、意味がないんじゃないかと言っているわけですよ。

奥良秀会長 呼ぶ、呼ばないというふうに分かれておりますが、どういたしましょうか。

藤岡修美委員 申立書に、樋口晋也氏発行の政経ジャーナルが出ておりますんで、真意について聞くべきだと思います。

奥良秀会長 出ているということで、お呼びしたほうがいいんじゃないかということですね。

大井淳一郎委員 矢田議員に対する事情聴取の中で、政経ジャーナルに書いてあることにそごがあるという発言がございました。それに対してそごがあるかどうかを確かめる上で、樋口晋也氏を呼ぶ必要があるのではないかと考えます。

奥良秀会長 お呼びする必要性があるという大井委員の発言がありました。と  
いうことで、どういたしましょうか。

伊場勇委員 この請求書は、一度「適」となりました。8月号を資料として付  
けた請求書が「適」となりましたよね。その適となった資料について、  
矢田議員を呼んで話したところ、ちょっとこれに疑惑があるとなったわ  
けですよ。となると、それを確認するのは、まずは政経ジャーナルを書  
いた人を呼ぶことというのは、大切なことなんじゃないですか。必然の  
ことなんじゃないかなと私は考えております。

奥良秀会長 政経ジャーナルを書いた人を呼んだほうが、この審査会がもっと  
深まっていくという御意見がありました。ほかの委員の方はいかがです  
か。

吉永美子副会長 私もちょうと悩ましくて、なぜかという、その場で矢田議  
員は発言をすることが全くできないですよ。違う審査会ではあるけど、  
もう一つの審査会でもきちんと話を聞くというのが大事だったのかなと  
思ったもんですから、悩んでいました。もう一つの審査会、伊場委員が  
会長の分については、矢田議員は委員としておられるわけですよ。発言  
の場がありますよね。ここだと発言場が全くないんですよ。そこで今悩  
んでいたんですよ。発言の場がない中で、違うと言われていたことが、  
今度呼ぼうとしている方が、「いいえ、こうですよ」と言ったら、もう  
それで終わりです。そこで、「じゃあ、こうなんじゃないですか」と発  
言が全くできないところで呼ぶというのが、どうなのかとちょっと思っ  
たので悩んでいました。呼ぶのであれば両方、もう一つの審査会だっ  
たらおられるので、ちょっと発言の場が全くない中で呼んでいいのかなと  
ちょっと私が思ったもので悩んでいました。

宮本政志委員 吉永副会長から出たことというのは、全く同感で、事務局に確

認したいんだけど、樋口氏を参考人招致で呼びます。そうすると樋口さんはこう言う、矢田議員はこう言った、これは、今度、この審査会に、樋口さんと必要であれば矢田議員を同時に呼んで、会長も含め、我々委員がそれぞれに同時に確認を取っていくというのは、これは条例上全く問題ないと思うけど、そうすると、今の吉永副会長が言われる平等性は、担保できると思うけど、それは手続論で問題ないよね。

島津議会事務局次長 参考人と被審査議員を同時にお呼びするという事は可能かと思います。

奥良秀会長 副会長よろしいでしょうか。（発言する者あり）整理します。今回は議事録の精査をきちんとして、樋口氏を政倫審にお呼びするという事。その後、もし、必要であれば、矢田議員と樋口氏が同席の下、審査会を開くということで、よろしいでしょうか。ほかに何かありますか。

大井淳一朗委員 同席かどうかは、ちょっとあれですけど、取りあえず、樋口氏を呼んで、必要であれば矢田議員を呼ぶ。そのとき同席かどうかは、またそのときに決める。

奥良秀会長 その辺も確認をきちんとさせていただいて、相手もいらっしゃることなので、確認もきちんと取って、進めさせていただきたいと思います。副会長よろしいでしょうか。

吉永美子副会長 宮本委員が言われたように、同席であれば、矢田議員も「いや、このときこうだったんじゃないですか」という発言ができると思うので、矢田議員が望まれば、同席されるほうが良いと思っています。今もそう思っています。

奥良秀会長 副会長の話では、最初からということですか。それとも途中からということですか。どちらでしょうか。

吉永美子副会長 それは、矢田議員がどう望まれるかというのが、仮の話ですけど、もう一つの審査会が今日と同じように同日であれば、いずれにしても、その日出席されていますので、待っておいていただいて、出てこられることも現実的には可能かなと思っています。それは、どう望まれるかというのもあるかなと思っています。

奥良秀会長 2人いらっしゃいますので、2人の御意見を聞きながら、進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）最後になりますけど、本日発言につきまして、後日会議録を調査して、個人情報等の発言があった場合は、こちらで訂正させていただきたいと思いますので、御了承のほどよろしく願いいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか、委員の御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局も何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、以上をもちまして、政治倫理審査会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。

---

午後6時25分 散会

---

令和4年（2022年）10月14日

政治倫理審査会長 奥 良 秀